

# 情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況を公表します

## ■情報公開制度について

平成22年度の請求件数は6件でした。請求件数と請求者の区分別人数の内訳は表のとおりです。

### ●情報公開請求件数の内訳

実施機関	町長	
受付件数	6件	
取下げ件数	—	
決定内容	全部開示	3件
	部分開示	2件
	非開示	—
	文書不存在	1件

### ●情報公開請求者の区分別人数の内訳

区分	件数
(1) 町内に住所を有する者	3件
(2) 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	3件
(3) 町内に存する事務所又は事業所に勤務する者	—
(4) 町内に存する学校に在学する者	—
(5) 実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者	—
合計	6件

## ■個人情報保護制度について

平成22年度の個人情報保護条例に基づく開示請求はありませんでした。

### 利用方法

- 情報公開の請求や個人情報の開示・訂正の請求をする場合は、総務課(コミュニティセンター城里2階)において各請求書に必要事項を記入し提出してください。
- 町は原則15日以内に開示(公開)か非開示かを決定し文書で通知します。
- 閲覧費用は無料ですが、コピーを必要とする場合は実費(白黒A4版は1枚につき10円、カラーA4版は1枚につき75円)がかかります。
- 町が保有する情報は公開することが原則ですが、個人のプライバシーが侵害されたり、公共の利益が損なわれたりする場合には非開示となります。

問合せ 総務課 ☎029 - 288 - 3111 (内線224)

## 《町税・国保税は納期限内に納めましょう！》

### ◆税は私たちの暮らしを支えています

町税(住民税、固定資産税、軽自動車税)は、福祉や教育、消防・救急、ごみ処理などの行政サービスを行うための貴重な自主財源です。

また、国民健康保険税は、国民健康保険に加入された方が、病気やケガをしたときの医療費として使用される大切な財源です。

### ◆納税はお済みですか？

町税等は、定められた納期限までに納税の方が自主的に納めていただくものです。納付書で納期限をご確認いただき、納期限が過ぎているものについては、直ちに納税してください。

### ◆税を納めないと・・・

納税者が納期限までに納税しない状態を「滞納」といいます。滞納者に対しては、期限内に納めた方との公平性を保つため、本来納めるべき税金のほか督促手数料(100円)と延滞金(年率14.6%)が加算されます。

さらに、滞納したまま放置しておくことで差押え等の滞納処分を受けることとなります。

### ◆放置しないで早めに相談を！

納付書を紛失してしまった場合や、やむを得ない事情により納期限までに納税できない場合は、お早めにご相談ください。

〔差押実績〕		(件)
区分	H21～22年度	
預貯金	89	
給与	2	
生命保険	69	
不動産	42	
合計	202	

問合せ 税務課 収納対策室 ☎029 - 288 - 3111 (内線122)